私道への公共下水道施設等の設置に関する要綱

(平成19年 3月27日)

私道への公共下水道施設等の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、処理区域(下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第2条8号に規定する処理区域をいう。以下同じ。)内の私道に面した家屋の水洗化の促進を図るため、一定の要件を満たす私道に公共下水道施設等を設置する場合の基準及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 下水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
 - (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
 - (3) 公共下水道施設等 管路、公共ます及び取出し管をいう。
 - (4) 水洗化 公共下水道へ接続することをいう。
 - (5) 開発行為等 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条に規定する土地区画整理 事業及び小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例(平成15年小田原市条例第31 号)第3条に該当し事業を行うものをいう。
 - (6) 区域外流入 法第4条の規定により、事業計画を定めた区域外から排除される下水を公共下 水道に流入させることをいう。

(設置要件)

- 第3条 公共下水道施設等の設置の対象となる私道は、次に掲げる要件を備えたものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
 - (1) 処理区域又は翌年度処理区域となる区域内にあること。
 - (2) 公共下水道が整備された道路に接続していること。
 - (3) 道路形態として明確であり分筆されていること。
 - (4) 幅員が1.8メートル以上であり、支障なく公共下水道施設等設置工事ができること。
 - (5) 当該私道に面して、所有者の異なる既存の家屋が3戸以上あること。
 - (6) 当該私道の土地所有に係る訴訟などの紛争がないこと。
- 2 公共下水道施設等の設置された後、水洗化に努めること。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の要件に該当する場合の設置は、自費工事とする。なお、自費工事を行う場合は、小田原市下水道条例施行規則(昭和41年規則49号)に基づき申請書を提出しなければならない。
 - (1) 開発行為等に伴う設置

(2) 区域外流入に伴う設置

(申請)

- 第4条 私道に公共下水道施設等の設置を受けようとする場合は、代表者を定め、公共下水道施設等設置申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 公共下水道施設等設置申請者名簿(様式第2号)
 - (2) 土地(私道)使用承諾書(様式第3号)
 - (3) 地下埋設物等移設承諾書(様式第4号)
 - (4) 私道の位置図
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、公共下水道施設等設置申請書を受理したときは、必要な調査を行い、設置の可否を決定し、公共下水道施設等設置決定通知書(様式第5号)により申請者代表に通知するものとする。 (地下埋設物等の移設に関する費用等の負担)
- 第5条 公共下水道施設等の設置する場合において、地下埋設物等の移設又は損失の補償が必要であるときは、当該移設又は損失の補償に要する費用は、市が負担する。

(工事内容)

- 第6条 工事の内容は次のとおりとする。
 - (1)設置する公共下水道施設等は、小田原市公共下水道施設設置基準に基づくものとする。
 - (2)道路面は、原形復旧とする。

(帰属)

第7条 私道に設置された公共下水道は、市に帰属する。

(維持管理)

第8条 私道に設置された公共下水道施設等の維持管理は、市が行う。ただし、復旧後の路面の維持管理は、私道管理者が行う。

(公共下水道施設等の移設又は撤去等)

- 第9条 公共下水道施設等の移設又は撤去等はできない。ただし、利用者又は利用対象者全員の 承諾がある場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定により、移設または撤去等に要する費用は原因者が負担しなければならない。 (補則)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、公共下水道施設等の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 私有地への公共ます等の設置及び私道への下水道管等の布設に関する要綱(平成3年4月1日 制定)は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。